

## ケアハウス一晃運営規程

### (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人寿宝会が設置運営する「ケアハウス一晃」(以下「施設」という。)は、老人福祉法の目的及び基本理念に基づき、無料又は低額な料金で身体機能の低下等により自立した日常生活を営むことについて不安があると認められる者(以下「入所者」という。)であって、家族による援助を受けることが困難なものを入所させ、施設の職員等(以下「職員」という。)が入所者に対し、食事の提供、入浴の準備、相談及び援助、社会生活の便宜上の供与など、日常生活上必要なサービスを提供することにより、入所者が安心して生き生きと明るく生活できるようにすることを目的とする。

2 施設が行う特定施設入居者生活介護及び介護予防特定施設入居者生活介護の事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、施設の生活相談員、看護職員又は介護職員、機能訓練指導員及び計画作成担当者(以下「従業者」という。)が、要介護状態(介護予防にあつては要支援状態)にある高齢者に対し、適正な特定施設入居者生活介護及び介護予防特定施設入居者生活介護を提供することを目的とする。

### (運営方針)

第2条 施設は、入所者の意思及び人格を尊重し、常に入所者の立場に立ってサービスの提供を行うように努めるものとする。

2 施設は、地域や家庭との結び付きを重視した運営を行い、社会福祉事業に関する熱意及び能力を有する職員及び従業者による適切なサービスの提供に努めるとともに、関係市町村、老人の福祉を増進することを目的とする事業を行う者、その他の保険医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとする。

3 施設は、入所者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、職員及び従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。

4 施設は、特定施設入居者生活介護の提供に当たって、従業者は、特定施設サービス計画に基づき、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練及び療養上の世話を行うことにより、要介護状態となった場合でも、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう援助を行う。

5 施設は、介護予防特定施設入居者生活介護の提供に当たって、従業者は、介護予防特定施設サービス計画に基づき、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の支援、機能訓練及び療養上の世話を行うことにより、要支援状態となった場合でも、自立した日常生活を営

むことができるよう、入所者の心身機能の維持回復を図り、もって要支援者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。

(施設の名称等)

第3条 施設の名称及び所在地は、次のとおりとする。

名称 ケアハウス一晃  
所在地 愛知県豊川市御津町赤根山田 12 番地  
特定施設の類型 混合型

(職員及び従業者の職種、員数及び職務の内容)

第4条 施設に勤務する職員及び従業者の職種、員数及び職務内容は次の通りとする。ただし、職員は特定施設入所者生活介護及び介護予防特定施設入所者生活介護に従事する従業者を兼ねるものとする。

1 施設長 1名

施設長は、事業所の職員及び従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。

2 職員及び従業者

生活相談員 1名

生活相談員は、入所者の生活相談、助言、支援等の業務に従事する。

介護職員 12名以上

介護職員は、入所者の日常生活の介護、援助に従事する。ただし、要介護者等のサービス利用に支障がないときは、要介護者等以外の入所者にサービスの提供を行う。

調理員 3名以上

調理員は、入所者の食事の準備に従事する。

3 従業者

看護職員 2名以上

看護職員は、入所者の健康の状況に注意するとともに、健康保持のための適切な措置を講じる。

機能訓練指導員 1名以上

計画作成担当者 1名以上

従業者は、特定施設入居者生活介護及び介護予防特定施設入居者生活介護の提供を行う。

(入所定員及び居室数)

第5条 ケアハウス一晃の定員は50名とし、特定施設入居者生活介護及び介護予防特定施設入居者生活介護の定員は50名とする。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合はこの限りではない。

2 居室数50室のうち、特定施設入所者生活介護及び介護予防特定施設入居者生活介護の居室は50室とする。

(入所者の資格)

第6条 施設に入居できる者は、次の各号に該当する者とする。

- (1)六十歳以上の者。ただし、要支援又は要介護認定を受けている者。
- (2)家族と同居することが困難な者。
- (3)伝染病疾患を有せず、かつ問題行動を伴わない者で共同生活が可能なる者。
- (4)生活費に充てることができる所得等があり、所定の利用料を継続的に支払うことが可能な者。
- (5)身元保証人が得られる者。

(入所者に提供するサービスの内容)

第7条 施設は、栄養並びに入所者の心身の状況及び嗜好を考慮した食事を、適切な時間に提供する。

- 2 施設は、二日に一回以上の頻度で入浴の機会を提供する等の適切な方法により、入所者の清潔の保持に努めるとともに、自ら入浴が困難な入所者について、一週間に二回以上、適切な方法により、入浴させ、又は清しきを行う。
- 3 施設は、入所者の心身の状況に応じ、適切な方法により、排せつの自立について必要な援助を行う。
- 4 施設は、前3項に定めるほか、入所者に対し、離床、着替え、整容その他日常生活上の世話、日常生活動作の機能訓練、療養上の世話を行う。
- 3 施設は、入所者の外出の機会を確保するよう努める。
- 4 施設は、入所者からの要望を考慮し、適宜レクリエーション等の行事を実施するよう努める。
- 5 施設は、入所者の家族との連携を図るとともに、入所者とその家族との交流等の機会を確保するよう努める。
- 6 施設は、入所者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、入所者又は

その家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行う。

- 7 施設は、要介護認定の申請等入所者が日常生活を営むのに必要な行政機関等に対する手続きについて、その者又はその家族が行うことが困難である場合には、その者の意思を踏まえて速やかに必要な支援を行う。

(健康管理)

第8条 施設は、入所者について、定期的に健康診断を受ける機会を提供する。

(利用料等)

第9条 施設は、入所者から利用料として、次に掲げる費用の支払いを受ける。

- ① サービスの提供に要する費用（入所者の所得の状況その他の事情を勘案して徴収すべき費用として愛知県知事が定める額に限る。）
  - ② 生活費（食材料費及び共用部分に係る光熱水費に限る。）
  - ③ 居住に要する費用（前号の光熱水費及び次号の費用を除く。）
  - ④ 居室に係る光熱水費
  - ⑤ 入所者が選定する特別なサービスの提供を行ったことに伴い必要となる費用
  - ⑥ 個別的な選択による介護サービス利用料（特別な受診付き添い） 1回 2 5 0 0 円
  - ⑦ 洗濯機使用料 1回 1 1 0 円、乾燥機使用料 1回 2 2 0 円
  - ⑧ 送迎料金 町内1往復 1 5 5 円 町外1往復 4 1 0 円
  - ⑨ ベットレンタル代（個人の希望による場合） 1ヶ月 1 6 0 0 円
  - ⑩ 理美容代 重要事項説明書に記載のとおり
  - ⑪ おむつ代 重要事項説明書に記載のとおり
  - ⑫ 前各号に掲げるもののほか、日常生活において通常必要となる費用で入所者が負担すべき費用は、実費を徴収する。
- 2 事業を提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とし、当該事業が法定代理受領サービスであるときは、介護報酬告示上の額に各入所者の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額とする。
- 3 施設は、前項各号に掲げる費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、入所者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用を記した文書を交付して説明を行い、入所者の同意を得なければならない。

(入所者が一時介護室に移る場合の条件及び手続)

第10条 施設は、入所者を一時介護室に移して介護を行う場合は、入居契約書に基づき入所者の意思の確認を行い、同意を得ることとする。

(利用の当たっての留意事項)

第11条 喫煙は、施設敷地内の所定の場所に限り、それ以外の場所及び居室内を含み禁煙とする。

- 2 入所者は、原則として退去時に居室の現状回復を行うものとする。
- 3 入所者が次の各号に該当するときは居室を変更することができる。
  - ① 入所者の身体機能の低下等のため、居室を変更することが適当と認められるとき
  - ② 前号のほか、居室の変更が必要と認められるとき
- 4 入所者は、居室を転貸、又は譲渡若しくは入所者以外の者を同居させることはできない。
- 5 共用施設・設備は、相互互譲の精神をもって利用するものとする。
- 6 入所者は、生活環境の保全のため、施設内の清潔、整頓、その他環境衛生の保持に協力する。
- 7 入所者は外出又は外泊しようとするときは、その都度、外出届又は外泊届を提出するものとする。
- 8 入所者との面会時間は所定の時間帯とする。
- 9 入所者は施設で以下の行為としてはならない。
  - ① 宗教や信条の相違などで他人を攻撃し、又は自己の利益のために他人の自由を侵すこと。
  - ② けんか、口論、泥酔などで他の入所者等に迷惑を及ぼすこと。
  - ③ 施設の秩序、風紀を乱し、安全衛生を害すること。
  - ④ 指定した場所以外で火気を用いること。
  - ⑤ 故意に施設若しくは物品に損害を与え、又はこれを持ち出すこと。

(緊急時等における対応方法)

第12条 施設は、事業の提供をおこなっているときに、入所者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治の医師又はあらかじめ定めた協力医療機関に連絡する等の措置を講じる。

(非常災害対策)

第13条 施設は非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的計

画を立て、関係機関への通報及び連携体制を整備し、職員及び従業者に定期的に周知する。

2 非常災害に備え、定期的(年2回以上)に避難、救出その他必要な訓練を行う。

3 施設は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努める。

(業務継続計画の策定等)

第14条 施設は、感染症や非常災害の発生時において、入所者に対するサービスの提供を継続的に実施するため及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じる。

2 施設は、職員及び従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的(年2回以上)に実施する。

3 施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

(衛生管理等)

第15条 施設は、入所者の使用する食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療機器の管理を適切に行う。

2 施設は、当該施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないよう次の各号に掲げる措置を講ずるものとする。

① 施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね3月に1回以上開催するとともに、その結果について、職員及び従業者に周知徹底を図る。

② 施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

③ 施設において、職員及び従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的(年2回以上)に実施する。

④ 前3号に掲げるもののほか、「厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順」に沿った対応を行う。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第16条 施設は事故が発生又は再発することを防止するため、次の各号を定める。

① 事故が発生した場合の対応、次号の報告の方法等が記載された事故発生の防止のため

の指針を整備する。

- ② 事故が発生した場合又はその危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策について、職員及び従業者に周知徹底する体制を整備する。
- ③ 事故発生の防止のための委員会及び職員及び従業者に対する研修を定期的に行う。
- ④ 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

2 施設は、入所者に対するサービスの提供により自己が発生した場合は、速やかに、都道府県、市町村、入所者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。

3 施設は、前項の事故の状況及び事故に際してとった処置について記録する。

4 施設は、入所者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行う。

(虐待防止に関する事項)

第17条 施設は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講ずるものとする。

- ① 施設における虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的で開催するとともに、その結果について、職員及び従業者に周知徹底を図る。
- ② 施設における虐待の防止のための指針を整備する。
- ③ 施設において、職員及び従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
- ④ 前三号に掲げる措置を適切に実施するために担当者を置く。

(その他運営についての運営事項)

第18条 施設は、職員及び従業者の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- ① 採用時研修 採用後1ヶ月以内
- ② 継続研修 随時

2 職員及び従業者は業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を保持する。

3 職員及び従業者であった者に、業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を保持させるため、職員及び従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、職員及び従業者との雇用契約の内容に含むものとする。

4 施設は入所者に対する身体拘束その他行動を制限する行為を行わない。ただし、入所者又は他の入所者等の生命、身体を保護するために緊急やむを得ない場合には、記録を記載す

るなど、適正な手続きにより緊急やむを得ない理由を記録する。

- 5 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会福祉法人寿宝会と施設長との協議に基づいて定めるものとする。

#### ケアハウス管理規程

##### 附則

この規程は平成10年 4月 1日より施行する。

変更 平成13年 4月 1日 併設型への移行に伴う職員の職種及び員数

#### 特定施設入居者生活介護運営規程

##### 附則

この規程は、平成16年 4月 1日から施行する。

##### 改正

平成16年 5月 1日	第5条 入所定員及び居室数
平成16年 9月 1日	第5条 入所定員及び居室数
平成17年 4月 1日	第4条 従業員数
	第5条 入所定員及び居室数
平成17年 5月 1日	第4条 従業員数
	第5条 入所定員及び居室数
平成18年 3月21日	第4条 従業員数
	第5条 入所定員及び居室数
平成18年 4月 1日	介護予防特定施設入居者生活介護開始
平成21年11月 1日	第4条 従業員数
	第5条 入所定員及び居室数
平成23年10月 1日	第4条 従業員数
平成24年10月 1日	第4条 従業員数
	第5条 入所定員及び居室数
平成25年10月 1日	第4条 従業員数
平成26年 4月 1日	第4条 職員職種、員数
平成27年 1月 1日	第4条 職員職種、員数
	第6条 利用料等

平成27年 8月 1日	第6条 利用料等
平成27年 8月21日	第4条 従業員数
平成28年 7月 1日	第4条 職員職種、員数
平成29年 6月 1日	第4条 職員職種、員数
平成29年 8月21日	第4条 職員職種
平成29年 9月21日	第4条 職員職種
平成30年 1月 1日	第4条 職員職種、員数
令和 1年 6月 1日	第4条 職員職種、員数
令和 1年 7月21日	第4条 職員職種、員数
令和 1年10月 1日	第4条 職員職種、員数 第6条 利用料等
令和 1年10月21日	第4条 職員職種、員数
令和 2年 3月 1日	第4条 職員職種、員数
令和 3年 6月 1日	第4条 職員職種、員数
令和 3年 8月 1日	第11条 虐待防止に関する事項 第12条 その他運営についての留意点
令和 4年10月 1日	全文改定

#### 変更

令和 7年10月 1日	全文改定(ケアハウス管理規定と一体化)
-------------	---------------------

この規程は、令和7年10月1日から施行する。